

起因物、事故の型：手工具 - 動作の反動無理な動作の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	8~9	コイニングプレス前でボルトを締めている時、スパナレンチにかましていたパイプが外れてしまい、その反動でよろめき、後ろに置いてあった鉄パレットに頭部を強打した。	72	11009	10~29
2	16~17	店内キッチン洗い場にて、鉄板を片手で急いで棚に片付けようとしたところバランスを崩し左手首を捻り痛めた。大丈夫だと思い様子を見たが痛みがあり後日受診した。左手首の三角線維軟骨複合体損傷と診断された。	24	140201	—
2	9~10	当社工場内にて加工品の修正作業中ハンマーで打ち込み作業の際に右腕に痛みがはしり（1日8時間ハンマー打ち込み約1600回以上）右腕が上がらず右腕に力が入らなくなった。右腕に痛みがあったが、何日か右腕をかばい作業を続けていたため左腕にも痛みが出てしまい作業が出来なくなった。	50	11001	50~99
2	13~14	派遣先工場内の作業場にて冷凍わさびの茎が入ったプラスチック製のトンカチで叩きほぐす作業中、右手首（付け根～指先にかけて）に痛みを感じたがその後も作業を中断せずに続けた。帰宅後右手首（付け根～指先にかけて）が腫れ上がった。	46	170101	300~499
2	13~14	作業場にて、冷凍わさびの茎が入った袋を樹脂製ハンマーで叩きほぐす作業中、右手首に痛みを感じた。特に報告することもなくその後も作業を続けた。帰宅後右手首が腫れ上がった。	46	10103	10~29
2	14~15	樹脂用難燃剤製造工程の1階にてストレーナーの清掃作業を実施した後、ストレーナーの蓋を閉めるため締め込みハンドルの中に空のパイプを差	54	10802	500~

		し込み自分方向に力を加えたところパイプが突然抜け、後方に尻もちをついた。			999
3	0~1	入社以来、当社作業所内において、家具製造工程の一部で手作業でのサンドペーパー研磨作業を行っていた。右手拇指に軽度の痺れを感じ始めたがそのまま勤務していたところ、右手拇指に力が入らなくなり、動きも悪化し始め、右手拇指が開かない症状となった。	57	10501	
3	10~11	清掃作業中に脚立から降りた際に、床に置いてあったドライバーを踏み捻挫した。	29	150101	1~9
3	16~17	工場内で生コン作業中、コテを使い仕上げを行っている際、左の親指の付け根と手首から肘の間を痛めた。又、3月初旬頃から先輩社員が長期出張の為3人での作業を2人で1ヶ月程度行っており負荷がかかった。コンクリートの製造が全体的に体に負担がかかる業務である。	25	10901	1~9
3	14~15	新築工事現場にて、外構基礎工事のさし筋作業中、誤って石頭ハンマーで左手小指下あたりを打ち負傷した。	63	30202	10~29
4	17~18	当工場にて、型枠にスコップを用いて生コンを補充していた際、左ひじを痛めて左上腕外側上顆炎と診断された。	60	10901	30~49
4	17~18	派遣先コンクリート工場にて、型枠にスコップを用いて生コンを補充していた際、左ひじを痛めて左上腕外側上顆炎と診断された。	60	170101	50~99
4	0~1	品質管理室で樹脂を入れたガラスのカラムの側面を叩く作業を、1日に長時間継続して行っていた。そのため肩や肩甲骨の筋肉が炎症をおこし、背中・首・腕等に痛みが生じ、動かすことができなくなった。	40	170101	50~99
4	15~16	工場内において、従業員がお客様の車の整備のため、リフトアップしてエンジンナンバーのボルトをゆるめようとした際、ボルトがかたく締まっていたため、力を入れてレンジを回した時、左足を捻って膝部分を負傷した。	35	11502	1~9
4	21~	S-4成型機にて生産終了後、翌日生産の準備で金型表面にはまっている樹脂製模型を模型の穴にマイナスドライバーを差し込んで外す作業をして	40	10909	100~

	22	いた際、マイナスドライバーが穴から外れ滑った為、金型を持っていた右手親指付け根付近に刺さった。			299
4	8~9	当工場内において熱処理作業中、1号炉挿入部にバスケットが引っ掛かった為バールを使用し引っ掛かりを外していたところ、挿入扉が下降した反動でバールが跳ね、左顎に当たり負傷した。	51	11502	~ 299
5	11~ 12	職場の修理工場内において、車のボディのゆがみを直すためパイプレンチで修正をしていた際、車の下からかなりの力で引っ張っていた時、腰の骨がずれて動けなくなってしまった。	55	11701	1~9
5	16~ 17	店舗内キッチンにて、長さ約30cmの泡だて器の柄を右示指の根元で押さえ、左手でボールを持ち、スポンジケーキ用に卵白を力を入れて泡立てる際、右示指に極度の負担がかかった為（同じ作業を1日に3~4時間、1週間程連続で行っていた）、徐々に痛みが増し、右示指を受傷した。	33	170209	10~ 29
6	20~ 21	工場にて、リアデフ製品組立作業中、ハンドル（専用工具）を使用し締付作業をしていた。流れてくる製品の中にはネジ山が合わず、ネジ山を一度緩め合わせた後、締付作業をすることがある。締める作業は、右手でハンドルを持ち、左手をハンドル下部に添えて手前方向に一気に力を加えるが、ネジ山が緩んだ瞬間、その勢いで左手首を捻り関節を負傷した。	21	170101	500 ~ 999
6	20~ 21	工場にて、リアデフ製品組立作業中、ハンドル（専用工具）を使用し締付作業をしていた。流れてくる製品の中にはネジ山が合わず、ネジ山を一度緩め合わせた後、締付作業をすることがある。締める作業は、右手でハンドルを持ち、左手をハンドル下部に添えて手前方向に一気に力を加えるが、ネジ山が緩んだ瞬間、その勢いで左手首を捻り関節を負傷した。	21	11502	500 ~ 999
6	11~ 12	作業中、機械の脇の高さ80cm位の作業テーブルの上に置いていた工具（ダクト用の金切バサミ、2.5kg、長さ50cm位）が、はずみで落ちかけていたのを左手で掴んだが、逆手で持ったので支えきれずに腕を捻った。	69	10209	1~9
		養殖したシイタケをハサミで刈り取る作業をしていたところ、3ヶ月程前			

6	9~ 10	から右手首に痛みが出た。大事ではないと思い就業を続けたが、痛みが酷くなった。	34	10109	50~ 99
6	9~ 10	養殖したシイタケをハサミで刈り取る作業をしていたところ、3ヶ月程前から右手首に痛みが出た。大事ではないと思い就業を続けたが、痛みが酷くなった。	34	170101	100 ~ 299
7	12~ 13	ビルトインコンロを交換するため、コンロ下部にあるプレートを外す作業をする際、無理な体勢でドライバーを回したため右手首を痛めた。病院に行ったところ、捻挫と診断され、出勤（軽作業）しながら治療するのを待ったが、痛みが治まらず、再度病院を変えて診察してもらったところ、骨折（ヒビ）しているとのことだったので、会社を休み療養することになった。	53	30309	10~ 29
7	13~ 14	カーゴをトラックに積載する際に、カーゴタイヤが歪んでいることに気づき、ナットを締める作業を実施した。その際、体を捻じた体勢で作業を行ったので、作業後に違和感を感じるようになり、体調が改善されないため、病院にて診察を受けたものである。	43	80401	10~ 29
9	15~ 16	コース内、OUT5番ホールにて、台風通過時の倒木の伐採作業をして、鉄やチェーンソーを使用している時に、手首に痛みが生じた為、翌日通院した。	70	140301	30~ 49
9	15~ 16	商品の補充、荷物の運搬、カッター使用の作業で、右手首に過度な負荷がかかってしまい、右手首に痛みが発生した。	24	80209	50~ 99
9	13~ 14	店内5階後方エレベーター前にて、パレティナの破損（はみ出し部分）が危険なため、スパナにて曲げたところ、右手首を受傷した。怪我をした当初は痛みはなく、翌日に痛み出し1日様子をみたため、後日の病院受診となった。	63	80201	100 ~ 299
9	17~ 18	工場内にある手動切断機を使ってシート状の材料を切断する作業を任されていた。材料が硬いこともあり、力の加減が難しい上、不慣れなこともあり、腕に必要以上の力をかけてしまったと思われる。作業を続けて	50	10805	10~ 29

		いるうちに腕に痛みを感じてきたが、同じ作業を続けてしまった。			
9	10~ 11	工場において、プラスチック製品のバリ取り中に、右手でナイフを持ち力を入れた所、ナイフの刃が滑り、右中手指関節を捻挫した。	36	10805	30~ 49
9	10~ 11	樹木撤去後の植樹柵閉塞作業に使用する改良土の入ったバケツ（約30kg）を軽四ダンプの荷台より台車へ移動を行う際、腰に痛みを感じたが、しばらくすると、痛みが和らいだため、作業を再開し、今度は台車からスコップで改良土を降ろす作業を行っていた時、スコップでの作業のため、腰をかがめ体を何回も回転させたため、前回以上に激痛が走り動けなくなった。	51	30199	50~ 99
10	11~ 12	先間排水小管布設替工事において、古配管の撤去作業中、老朽化した配管のネジを取り外そうとセットハンマーで強く叩いた際、左手首にゴムの切れたような感覚と、激痛が走ったもの。	27	30110	10~ 29
11	15~ 16	工場において、プラスチック製品のバリ取り中に左手でナイフを持ち作業していたところ、左手に力を入れたところ、ナイフの刃が滑り、左手関節を捻挫した。	36	10805	30~ 49
11	14~ 15	第2組立のリアサス搭載工程でトルクレンチを使用してボルトの締め付け作業を行っている時、トルクレンチをしっかりと握っておらず手を滑らせて親指を捻挫した。	23	11502	1000 ~ 9999
12	17~18	被災者は、当作業所内8階および26階の冷媒配管工事の作業員として入場していた（当作業所がメインの勤務場だが、他の作業所での勤務もあった）。被災者は、約2週間、工事用エレベーターを利用せず、8階から26階（階高4m、18フロア分）間の作業工具（30kg程度）の上げ降ろしを人力で数回に亘り行った。また、手工具（10~20kg）についても上げ降ろしを数回人力にて行った。	32	30201	1~9
12	2~3	ケーキ製造作業でパレット（ケーキを掬うナイフのような物）を使って、コンベアーからケーキをトレイに移す作業をしていた。その際、パレットを持った右手中指の神経を圧迫してしまい、中指第二関節から指先までが引きつった状態となってしまった。	26	10104	300 ~ 499

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html